



佐賀県公報

平成16年
2月4日
(水曜日)
第12412号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

公告

○特定計量器所在場所定期検査 (六六・商工課) 一
 ○特定計量器の定期検査 (六七・") 一

○大規模小売店舗の変更に關する公示 (商工課) 二

○" " " " " (農工課) 三

○" " " " " (農工課) 四

○" " " " " (農工課) 五

○" " " " " (農工課) 六

○" " " " " (農工課) 七

○" " " " " (農工課) 八

○" " " " " (農工課) 八

○告示

●佐賀県告示第六十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、多久市、鳥栖市、佐賀市、鹿島市、唐津市、武雄市及び伊万里市において次のいずれかに該当する場合の特定計量器に係る定期検査を、それぞれの特定計量器の所在の場所で、社団法人佐賀県計量協会が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に実施する。

平成十六年二月四日

佐賀県知事 古川 康

一 特定計量器の質量又は体積が大きいため、その運搬が著しく困難なとき。

二 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれのあるものであるとき。
 三 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。
 四 特定計量器の数が多い場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合において、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

●佐賀県告示第六十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、多久市及び鳥栖市における特定計量器定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が次のとおり行う。

平成十六年二月四日

佐賀県知事 古川 康

区域	対象となる特定計量器	期日	時間	検査場所
多久市	非自動はかり、分銅及びおもり	平成一六年四月五日(月)	一〇・〇〇から一二・〇〇まで	多久公民館
"	"	"	一三・三〇から一五・三〇まで	東多久公民館
"	"	平成一六年四月六日(火)	一〇・〇〇から一五・〇〇まで	多久市中央公民館
鳥栖市	"	平成一六年四月二〇日(火)	一〇・〇〇から一二・〇〇まで	さが東部農業協同組合 麓支所
"	"	"	一三・三〇から一五・三〇まで	さが東部農業協同組合 旭支所
"	"	平成一六年四月二一日(水)	一〇・〇〇から一二・〇〇まで	さが東部農業協同組合 基里支所
"	"	"	一三・三〇から一五・三〇まで	さが東部農業協同組合 田代支所

〃	〃	平成十六年 四月二十日(木)	一〇・〇〇〇 一一・〇〇〇 一二・〇〇〇 一三・〇〇〇 一四・〇〇〇 一五・〇〇〇 一六・〇〇〇 一七・〇〇〇 一八・〇〇〇 一九・〇〇〇 二〇・〇〇〇 二一・〇〇〇 二二・〇〇〇 二三・〇〇〇 二四・〇〇〇 二五・〇〇〇 二六・〇〇〇 二七・〇〇〇 二八・〇〇〇 二九・〇〇〇 三〇・〇〇〇 三一・〇〇〇 三二・〇〇〇 三三・〇〇〇 三四・〇〇〇 三五・〇〇〇 三六・〇〇〇 三七・〇〇〇 三八・〇〇〇 三九・〇〇〇 四〇・〇〇〇 四一・〇〇〇 四二・〇〇〇 四三・〇〇〇 四四・〇〇〇 四五・〇〇〇 四六・〇〇〇 四七・〇〇〇 四八・〇〇〇 四九・〇〇〇 五〇・〇〇〇 五一・〇〇〇 五二・〇〇〇 五三・〇〇〇 五四・〇〇〇 五五・〇〇〇 五六・〇〇〇 五七・〇〇〇 五八・〇〇〇 五九・〇〇〇 六〇・〇〇〇 六一・〇〇〇 六二・〇〇〇 六三・〇〇〇 六四・〇〇〇 六五・〇〇〇 六六・〇〇〇 六七・〇〇〇 六八・〇〇〇 六九・〇〇〇 七〇・〇〇〇 七一・〇〇〇 七二・〇〇〇 七三・〇〇〇 七四・〇〇〇 七五・〇〇〇 七六・〇〇〇 七七・〇〇〇 七八・〇〇〇 七九・〇〇〇 八〇・〇〇〇 八一・〇〇〇 八二・〇〇〇 八三・〇〇〇 八四・〇〇〇 八五・〇〇〇 八六・〇〇〇 八七・〇〇〇 八八・〇〇〇 八九・〇〇〇 九〇・〇〇〇 九一・〇〇〇 九二・〇〇〇 九三・〇〇〇 九四・〇〇〇 九五・〇〇〇 九六・〇〇〇 九七・〇〇〇 九八・〇〇〇 九九・〇〇〇 一〇〇・〇〇〇	佐賀県知事 古川 康
---	---	-------------------	---	------------

〇 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年2月4日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の経過措置に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐賀ショッピングセンター
佐賀市八戸溝三丁目929番地1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

ア 株式会社ハロー

代表取締役 牛島真澄

佐賀市新中町6番11号

イ 九州フジバンストア株式会社

代表取締役 舟橋重明

愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目50番地

ウ 株式会社やなぎカラー

代表取締役 柳木貞弘

佐賀市本庄町大字袋408番地

エ 鶴野昂

佐賀市白山二丁目6番36号

オ 古賀敬教

佐賀市高木瀬西三丁目9番25号

カ 今泉鐵也

小城郡小城町470番地

(変更後)

ア マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野邦雄

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イ 九州フジバンストア株式会社

代表取締役 舟橋重明

愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目50番地

ウ 株式会社やなぎカラー

代表取締役 柳木貞弘

佐賀市本庄町大字袋408番地

エ 鶴野昂

佐賀市白山二丁目6番36号

オ 古賀敬教

佐賀市高木瀬西三丁目9番25号

カ 今泉鐵也

小城郡小城町470番地

(3) 変更した年月日

平成15年11月21日

(4) 変更する理由

合併及び商号変更のため

<p>2 届出年月日 平成16年1月14日</p> <p>3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県経済部商工課 (2) 縦覧期間 平成16年2月4日から 平成16年6月3日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成16年2月4日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の経過措置に係る届出の概要 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 南佐賀ショッピングビル 佐賀市南佐賀一丁目22番1号 (2) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)</p>	<p>ア 株式会社ハロー 代表取締役 牛島真澄 佐賀市新中町6番11号</p> <p>イ 株式会社村岡屋 代表取締役 村岡朝子 佐賀市駅南本町3番18号</p> <p>ウ 株式会社フオトランド 代表取締役 藤田一郎 佐賀市神野東四丁目13番16号</p> <p>エ 株式会社セリア 代表取締役 河合宏光 岐阜県大垣市外濑2番38号</p> <p>オ 株式会社ミドリ薬品 代表取締役 百崎文弘 鹿児島市東開5番12号</p> <p>ア (変更後) フックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>イ 株式会社村岡屋 代表取締役 村岡朝子 佐賀市駅南本町3番18号</p> <p>ウ 株式会社フオトランド 代表取締役 藤田一郎 佐賀市神野東四丁目13番16号</p> <p>エ 株式会社セリア 代表取締役 河合宏光</p>
--	--

岐阜県大垣市外濶2番38号

株式会社ミドリ薬品

代表取締役 百崎文弘

鹿児島市東開5番12号

(3) 変更した年月日

平成15年11月21日

(4) 変更する理由

合併及び商号変更のため

2 届出年月日

平成16年1月14日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年2月4日から

平成16年6月3日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年2月4日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の経過措置に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

J'プラザ曾根崎

鳥栖市曾根崎町字古野2382番地

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社ハロー

代表取締役 牛島真澄

佐賀市新中町6番11号

(変更後)

マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野邦雄

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(3) 変更した年月日

平成15年11月21日

(4) 変更する理由

合併及び商号変更のため

2 届出年月日

平成16年1月14日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年2月4日から

平成16年6月3日まで

<p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成16年2月4日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の経過措置に係る届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ハロー尼寺店 佐賀郡大和町大字尼寺1477番4号</p> <p>(2) 変更した事項</p> <p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(変更前)</p> <p>ア 株式会社ハロー 代表取締役 牛島真澄 佐賀市新中町6番11号</p> <p>イ 株式会社フオトランド 代表取締役 藤田一郎 佐賀市神野東四丁目13番16号</p> <p>ウ 山下欽二郎 藤津郡嬉野町大字下宿甲483番地</p>	<p>エ 株式会社原薬局 代表取締役 原 守男 福岡市西区大字徳永440番5号</p> <p>オ 株式会社村岡屋 代表取締役 村岡朝子 佐賀市駅前本町3番18号</p> <p>(変更後)</p> <p>ア ワックスパリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>イ 株式会社フオトランド 代表取締役 藤田一郎 佐賀市神野東四丁目13番16号</p> <p>ウ 山下欽二郎 藤津郡嬉野町大字下宿甲483番地</p> <p>エ 株式会社原薬局 代表取締役 原 守男 福岡市西区大字徳永440番5号</p> <p>オ 株式会社村岡屋 代表取締役 村岡朝子 佐賀市駅前本町3番18号</p> <p>(3) 変更した年月日 平成15年11月21日</p> <p>(4) 変更する理由 合併及び商号変更のため</p> <p>2 届出年月日 平成16年1月14日</p>
--	---

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年2月4日から

平成16年6月3日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年2月4日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の経過措置に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド三日月店

小城市三日月町大字長神田大寺2231番地

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

ア イオン九州株式会社

代表取締役 松井博史

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イ 西九州ウエルナー株式会社

代表取締役 山本重信

長崎県佐世保市御本町29番11号

ウ セガミメゾイスク株式会社

代表取締役 瀬上修

大阪市中央区南船場二丁目7番30号

(変更後)

ア イオン九州株式会社

代表取締役 松井博史

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イ ワックスバリエ九州株式会社

代表取締役 坂野邦雄

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

ウ セガミメゾイスク株式会社

代表取締役 瀬上修

大阪市中央区南船場二丁目7番30号

(3) 変更した年月日

平成15年11月21日

(4) 変更する理由

合併及び商号変更のため

2 届出年月日

平成16年1月14日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

<p>平成16年2月4日から 平成16年6月3日まで</p> <p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成16年2月4日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の経過措置に係る届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ウェルマー卜有田店 西松浦郡有田町新南川良45番地 外</p> <p>(2) 変更しようとする事項</p> <p>ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 午前9時から午後10時（一部午後9時）まで (変更後) 24時間（一部午後9時まで）</p> <p>(ロ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで (変更後) 24時間</p> <p>(ハ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 午前6時から午後5時まで</p>	<p>(変更後) 午前6時から午後10時まで</p> <p>(3) 変更する年月日 平成16年1月20日</p> <p>(4) 変更に係るもの以外の事項</p> <p>ア 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(イ) 大規模小売店舗を設置する者 ワックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>(ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者 a ワックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 b 株式会社むらい 代表取締役 村井武博 津市和多田大土井4794番地</p> <p>イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,520平方メートル</p> <p>ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(イ) 駐車場の位置及び収容台数 屋外駐車場 114台</p> <p>(ロ) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北側 20台</p> <p>(ハ) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側 48平方メートル</p> <p>(ニ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p>
--	--

建物内北東側 15.9立方メートル

建物内東側 7.5立方メートル

合計 23.4立方メートル

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4箇所 建物敷地北側及び西側

2 届出年月日

平成16年1月19日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年2月4日から

平成16年6月3日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、

意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した

意見書を佐賀県経済部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番

59号)に到着するよう提出してください。

県営土地改良事業(かんがい排水)東与賀中部地区の計画を変更したので、

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法

第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年2月4日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(かんがい排水)東与賀中部地区の変更後の土地改良事

業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年2月5日から平成16年3月4日まで

3 縦覧の場所

東与賀町役場

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路

の位置を次のとおり指定した。

平成16年2月4日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	三養基郡北茂安町大字東尾字西尾2117番13, 2161番4及び2161番5	平成16.1.23	5.75~6.00	48.44

指定図面は、佐賀県土木部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。